

秋田市結核予防費補助金交付要綱

(趣旨)

- 1 この要綱は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第60条第1項の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(補助金交付の対象)

- 2 この補助金交付の対象は、次の学校又は施設とする。
 - (1) 感染症法第53条の2第1項に規定する学校（国、都道府県又は市町村の設置する学校を除く。以下「学校」という。）
 - (2) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項第1号及び第3号から第6号までに規定する施設（国、都道府県又は市町村の設置する施設を除く。以下「施設」という。）

(交付の算定方法)

- 3 この補助金の交付額は、市長が定める基準額の3分の2以内とし、当該年度における予算の範囲内で交付する。

(補助金申請)

- 4 補助金の申請は、様式第1号により、市長に提出するものとする。

(補助金の交付決定)

- 5 市長は、前項4による申請を受理し、審査のうえ適当と認めるときは、当該補助金の交付を決定するとともに、申請者に対し、交付決定の通知を行うものとする。

(実績報告)

- 6 前項5により交付の決定をうけた者は、様式第2号により、指定の期日までに市長に提出するものとする。

(補助金の交付)

- 7 市長は、前項6の実績報告に基づく請求書を受理したときは、補助金を交付する。

(附 則)

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成18年2月1日から施行し、平成17年度分の補助金の交付から適用する。

(附 則)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。